

福岡医発第751号(地)
平成20年 6月23日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義 武
(公 印 省 略)

福岡県医師国民健康保険組合及び福岡県歯科医師国民健康
保険組合との特定健康診査の委託契約の締結について

標記の件につきまして、今般、平成20年6月18日付けで福岡県医師国民健康保険組合と福岡県歯科医師国民健康保険組合と委託契約を締結いたしました。

つきましては、平成20年度特定健康診査委託契約書(写)をご参考までに1部お送りいたしますので、特定健康診査の実施に関しまして、貴会のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成20年6月20日付け福岡医発第719号(地)にて全ての特定健康診査の実施医療機関に対して、別紙「特定健康診査実施要領」等をお送りしておりますので、ご参考までに1部お送りいたします。

小郡三井医師会より

特定健診担当理事 名取一幸
特定健診副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

平成20年度特定健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）について、福岡県医師国民健康保険組合（以下「甲」という。）と社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、特定健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）に基づき、別紙1健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙2実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

（対象者）

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、契約の日から平成21年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 委託料は、別紙3内訳書のとおりとする。

なお、乙が本事業を行うにあたり必要な経費については、その実費分を甲は支払う。

（委託料の請求）

第6条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については終了後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券の券面に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）を、甲の委託を受けて決済する「福岡県国民健康保険団体連合会」（以下「国保連合会」という。）に請求するものとする。

2 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定

める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。
- 4 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、同条第2項に定める電子データの送付に加え、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表（厚生労働省にて様式例を公表）を作成し、受診した者に通知するものとする。なお、通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

（委託料の支払い）

- 第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。
- 2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。
 - 3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

- 第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

- 2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を国保連合会を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、特定健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

- 第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当るものとする。
- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
 - 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報保護)

- 第12条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙4個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0421009号、老発第0421001号）及び各都道府県において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。
- 2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するも

のとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年6月18日

委託者（甲）

福岡県医師国民健康保険組合

福岡市博多区博多駅南2-9-30

理事長 横 倉 義 武

受託者（乙）

社団法人福岡県医師会

福岡市博多区博多駅南2-9-30

会長 横 倉 義 武

健 診 等 内 容 表

区分		内容	
特定健康診査※	基本的な健診 の項目	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			B M I
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			H D L－コレステロール
			L D L－コレステロール
		肝機能検査	G O T
			G P T
			γ－G T P
		血糖検査	空腹時血糖
			ヘモグロビンA 1 c
		尿検査	糖
			蛋白
	詳細な健診の 項目（医師の 判断による追 加項目）※	貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	
保険者独自の追加 健診項目		尿酸、クレアチニン、尿潜血、ヘモグロビンA 1 c	

※ 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。

※ 血糖検査においては、空腹時血糖及びヘモグロビンA 1 cを測定すること。

※ 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※ 生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払われない）。

内 訳 書

区 分			1人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件
特定健康診査※	基本的な健診の項目		7, 7 8 0 円	健診実施後に一括 ※ 健診単価には、消費税・検査結果通知費・情報提供料・電子的データ提出にかかる費用を含む。
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	2 4 1 円	
		心電図検査	1, 5 7 5 円	
		眼底検査	1, 1 7 6 円	
追加健診項目	尿酸		3項目 2 2 0 円	
	クレアチニン			
	尿潜血			
	ヘモグロビンA 1 c		0 円	

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

平成20年度特定健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）について、福岡県歯科医師国民健康保険組合（以下「甲」という。）と社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、特定健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）」に基づき、健診等内容表（別紙1）のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。実施機関一覧表（別紙2）のとおり）で行うものとする。

（対象者）

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、契約の日から平成21年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 特定健康診査に関する委託料は、内訳書（別紙3）のとおりとする。

なお、乙が本事業を行うにあたり必要な経費については、その実費分を甲は支払う。

（委託料の請求）

第6条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については終了後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券の券面に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）を、甲の委託を受けて決済を代行する機関「福岡県国民健康保険団体連合会」（以下「国保連合会」という。）に請求するものとする。

- 2 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。
- 4 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、同条第2項に定める電子データの送付に加え、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表（厚生労働省にて様式例を公表）を作成し、受診した者に通知するものとする。なお、通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

（委託料の支払い）

- 第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。
- 2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。
 - 3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

- 第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認せずに実

施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

- 2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を国保連合会を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、特定健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

- 第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。
- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
 - 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、個人情報取扱注意事項（別紙4）や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0421009号、老発第0

421001号)及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年 6月18日

委託者(甲)

福岡県歯科医師国民健康保険組合
福岡市中央区大名1丁目12-43
理事長 秋 山 治 夫

受託者(乙)

社団法人 福岡県医師会
福岡市博多区博多駅南2-9-30
会 長 横 倉 義 武

健 診 等 内 容 表

区分		内容	
特定健康診査※	基本的な健診 の項目	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			B M I
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			H D L－コレステロール
			L D L－コレステロール
		肝機能検査	G O T
			G P T
			γ－G T P
		血糖検査	空腹時血糖
			ヘモグロビンA 1 c
		尿検査	糖
			蛋白
	詳細な健診の 項目（医師の 判断による追 加項目）※	貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	
保険者独自の追加 健診項目		尿酸、クレアチニン、尿潜血、ヘモグロビンA 1 c	

※ 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。

※ 血糖検査においては、空腹時血糖及びヘモグロビンA 1 cを測定すること。

※ 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※ 生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払われない）。

別紙 3

内 訳 書

区 分			1 人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件
特定健康 診査※	基本的な健診の項目		7, 7 8 0 円	健診実施後に一括 ※ 健診単価には、消費 税・検査結果通知費・ 情報提供料・電子的デ ータ提出にかかる費 用を含む。
	詳細な健診の 項目 (医師の判断 による追加項 目)	貧血検査	2 4 1 円	
		心電図検査	1, 5 7 5 円	
		眼底検査	1, 1 7 6 円	
追加健 診項目	尿酸		3 項目 2 2 0 円	
	クレアチニン			
	尿潜血			
	ヘモグロビンA 1 c		0 円	

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

福岡医発第719号(地)

平成20年 6月20日

各登録医療機関長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義武

(公印省略)

特定健康診査実施要領等の送付について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、平成20年6月9日付けで政管健保・健保組合・共済組合との特定健康診査の集合契約及び平成20年6月18日付けで福岡県医師国民健康保険組合と福岡県歯科医師国民健康保険組合との特定健康診査の委託契約を締結いたしました。

市町村国保の特定健康診査の実施医療機関については、平成20年5月30日付け福岡医発第522号(地)にて「市町村国民健康保険特定健康診査実施要領(以下、「実施要領」)」をお送りしておりましたが、今般の契約に基づき、実施要領を変更いたしましたので、お送りいたします。

つきましては、実施要領に沿って特定健診を実施していただきますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 特定健診単価は、「健診等内容表(別添1)」のとおりです。
- 2) 「政管健保・健保組合・共済組合の委託元保険者一覧表」は本会ホームページに掲載しております。
- 3) 「特定健康診査実施要領」、「特定健康診査受診結果」、「健康診査の結果の見方」につきましては、本会ホームページよりダウンロードすることができます。
- 4) 「特定健康診査実施要領」及び「健診等内容表」には、福岡県後期高齢者医療広域連合を入れておりますが、広域連合とは近々契約を締結する予定であります。
- 5) 特定健診の実施につきまして、何かご不明な点等ありましたら、福岡県医師会地域医療課(Tel 092-431-4564)へお問合せ願います。

1. 特定健診の実施方法

- (1) 医療保険者（市町村国保、政管健保・健保組合・共済組合（以下、「被用者保険」）、福岡県医師国保組合、福岡県歯科医師国保組合、福岡県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」） ~~市町村国保~~より発行される特定健康診査受診券（広域連合は「健康診査受診券」）と被保険者証にて資格を確認する。なお、特定健康診査受診券は実施医療機関で回収する。
- (2) 受診者が記入した「質問票」を提出してもらう。
- (3) 特定健診項目の「基本的な健診の項目」及び「詳細な健診の項目」を実施する。なお、「詳細な健診の項目」は医師が必要と認めた場合のみ実施する。一人当たり委託料単価は「健診等内容表（別添1）」参照。

「基本的な健診の項目」

1) 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）

高血圧症、脂質異常症及び糖尿病の治療に係る薬剤の服用の有無及び喫煙習慣について、確実に聴取すること。

2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

3) 身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）

【腹囲の検査】

ア 立位、軽呼気時において、臍の高さで測定すること。

イ 脂肪の蓄積が著明で臍が下方に変位している場合は、肋骨下縁と前上腸骨棘の midpoint の高さで測定すること。

ウ より詳細については、平成19年「国民健康・栄養調査必携（厚生労働省）」や独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページ（※1）において示されているので、これらを参考とすること。

※1 <http://www.nih.go.jp/eiken/chosa/kenkoeiyo.html>

4) 血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧）

ア 測定回数は、原則2回とし、その2回の測定値の平均値を用いること。ただし、実施状況に応じて、1回の測定についても可とする。

イ その他、測定方法については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック」（社団法人日本循環器管理研究協議会編）等）が示されているので、これを参考とすること。

5) 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）及び肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）

ア 原則として、分離剤入りプレイン採血管を用いること。

イ 採血後、採血管は冷蔵又は室温で保存し、12時間以内に遠心分離すること。

ウ 血清は、測定まで冷蔵で保存し、採血から72時間以内に測定

すること。

エ 血中脂質検査の測定方法については、トレーサビリティ（検査測定値について、測定の基準となる標準物質に合わせられることをいう。以下同じ。）のとれた可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。

オ 肝機能検査の測定方法については、GOT及びGPT検査については、トレーサビリティのとれた紫外吸光光度法等によるとともに、γ-GTP検査については、トレーサビリティのとれた可視吸光光度法等によること。

6) 血糖検査（空腹時血糖、ヘモグロビンA1c）

次のア又はイのいずれかの方法により行うこと。なお、被用者保険及び広域連合については、ヘモグロビンA1cの測定は、空腹時血糖が測定できない場合のみ実施する。

ア 血中グルコースの量の検査

- ① 空腹時血糖であることを明らかにすること。なお、10時間以上食事をしていない場合を空腹時血糖とすること。
- ② 原則として、フッ化ナトリウム入り採血管（血糖検査用採血管）を用いること。
- ③ 採血後、採血管内のフッ化ナトリウムなどを血液に速やかに溶かすこと。
- ④ 混和後、採血管は冷蔵で保管し、採血から6時間以内に測定又は遠心分離することが望ましいが、困難な場合には、採血から12時間以内に測定又は遠心分離すること。
- ⑤ 遠心分離で得られた血漿は、測定まで冷蔵で保存し、採血から72時間以内に測定すること。
- ⑥ 測定方法については、トレーサビリティのとれた電位差法、可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。

イ ヘモグロビンA1c検査

- ① フッ化ナトリウム入り採血管（血糖検査用採血管）又はエチレンジアミン四酢酸（EDTA）入り採血管を用いること。
- ② 採血後、採血管内のフッ化ナトリウムやエチレンジアミン四酢酸（EDTA）等を血液に速やかに溶かすこと。
- ③ 混和後、採血管は、冷蔵で保管すること。
- ④ 採血後、48時間以内に測定すること。
- ⑤ 測定方法については、トレーサビリティのとれた免疫学的方法、高速液体クロマトグラフィー（HPLC）法、酵素法等によること。

7) 尿・腎機能検査（尿糖、尿蛋白、尿潜血、血清尿酸、血清クレアチニン）

ア 原則として、中間尿を採尿すること。

イ 採取後、4時間以内に試験紙法で測定することが望ましいが、困難な場合には、尿検体を専用の容器に移して密栓し、室温で保

存する場合は24時間以内、冷蔵で保存する場合は48時間以内に測定すること。

ウ その他、測定方法及び判定方法については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック」（社団法人日本循環器管理研究協議会編）等）が示されているので、これを参考とすること。

「詳細な健診の項目」

1) 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者について実施する。

ア エチレンジアミン四酢酸（EDTA）入り採血管を用いること。

イ 採血後、採血管内のエチレンジアミン四酢酸（EDTA）を速やかに溶かすこと。

ウ 混和後、室温に保管し、12時間以内に測定すること。

2) 心電図検査

前年度の特定健診の結果等において、①血糖、②脂質、③血圧、④肥満の全ての項目について、下記の判定基準に該当した者について実施する。

ア 安静時の標準12誘導心電図を記録すること。

イ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック」（社団法人日本循環器管理研究協議会編）等）が示されているので、これを参考とすること。

3) 眼底検査

前年度の特定健診の結果等において、①血糖、②脂質、③血圧、④肥満の全ての項目について、下記の判定基準に該当した者について実施する。

ア 手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施すること。

イ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック」（社団法人日本循環器管理研究協議会編）等）が示されているので、これを参考とすること。

【判定基準】

①血糖 空腹時血糖100mg/dl以上又はHbA1cの場合5.2%以上

②脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満

③血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上

④肥満 腹囲が85cm以上（男性）・90cm以上（女性）の者（内臓脂肪面積の測定が出来る場合には、内臓脂肪面積が100平方cm以上）又は腹囲が85cm未満（男性）・90cm未満（女性）の者でBMIが25以上の者

2. 健診結果通知

- (1) 「特定健康診査受診結果（以下、「結果表」）」を作成し、1部コピーをして実施医療機関で保管する。なお、医療保険者~~市町村国保~~及び各医師会において別様式の結果表を作成している場合は、それを使用することも可とする。
- (2) 受診者に「結果表」と「健康診査の結果の見方」を用いて、実施医療機関において健診結果の説明と受診した方が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供する。なお、結果説明に来院しない方については、「結果表」と「健康診査の結果の見方」を郵送する。

3. 健診データの電子化

- (1) 実施医療機関で健診データを電子化し、健診した月の翌月5日までに決済を代行する福岡県国民健康保険団体連合会及び福岡県社会保険診療報酬支払基金（以下、「代行機関~~国保連合会~~」）に請求する。
- (2) 県医師会に電子化及び請求事務代行を委任する場合
 - ① 各郡市医師会を通じて県医師会に電子化・請求事務代行を委任する。
 - ② 「特定健康診査・非特定健康診査用入力票」を県医師会にFAXにて提出。なお、県医師会への毎月の締切は15日とし、県医師会は15日までに提出されたものを翌月5日までに代行機関~~国保連合会~~に請求する。
 - ③ 県医師会は「特定健康診査受診結果表（受診者用）」と「特定健康診査・非特定健康診査用入力票（医療機関控）」を実施医療機関に送付する。

付則

1. この実施要領は、平成20年6月1日より実施する。

改正 平成20年7月1日

(別添 1)

健 診 等 内 容 表

区分	内容		市 町 村 国 保 福 岡 県 医 師 国 保 福 岡 県 歯 科 医 師 国 保	政 管 健 保 ・ 健 保 組 合 ・ 共 済 組 合 福 岡 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合
基本的な健診の項目	既往歴の調査 (服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)		○	○
	自覚症状及び他覚症状の検査		○	○
	身体計測	身長、体重、腹囲、BMI	○	○
	血圧測定	収縮期血圧	○	○
		拡張期血圧	○	○
	血中脂質検査	中性脂肪	○	○
		HDLコレステロール	○	○
		LDLコレステロール	○	○
	肝機能検査	GOT	○	○
		GPT	○	○
		γ-GTP	○	○
	血糖検査	空腹時血糖	○	○
		ヘモグロビンA1c	○	空腹時測定できない場合実施
	尿・腎機能検査	糖	○	○
		蛋白	○	○
		尿潜血	○	×
		尿酸	○	×
		クレアチニン	○	×
	一人当たり委託料単価(消費税込)		8,000円	7,500円
詳細な健診の項目	貧血検査 (241円)	赤血球数	○	○
		血色素量	○	○
		ヘマトクリット値	○	○
	心電図検査(1,575円)		○	○
	眼底検査(片眼・588円)		○	○

※貧血検査、心電図検査、眼底検査の()内は一人当たりの単価(消費税込)